

# 特定化学物質の取扱い量 集計結果(令和5年度 上尾市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱い量		使用量	製造量	取り扱用量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	2	10	3,730	18	3,730	0	0
1	53	エチルベンゼン	19	3	467,220	8	41,220	0	426,000
1	80	キシレン	20	2	1,897,900	3	47,300	0	1,850,600
1	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1	18	1,800	23	1,800	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	2	10	6,100	17	6,100	0	0
1	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	2	10	6,730,000	1	6,700,000	30,000	0
1	298	トリレンジイソシアネート(別名 トリレンジイソシアネート)	1	18	410,000	9	410,000	0	0
1	300	トルエン	25	1	4,019,200	2	97,200	0	3,922,000
1	302	ナフタレン	1	18	660	29	660	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	18	9,200	15	9,200	0	0
1	328	ビス(N,N-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛(別名 ジラム)	1	18	1,600	25	1,600	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	2	10	6,500	16	6,500	0	0
1	392	ヘキサン	16	5	1,363,840	5	640	0	1,363,200
1	400	ベンゼン	14	7	244,200	10	0	0	244,200
1	405	ほう素化合物	1	18	3,500	19	3,500	0	0
1	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1	18	600	30	600	0	0
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	2	10	47,900	12	47,900	0	0
1	585	アルファー-(イソシアナトベンジル)-オメガ-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]	2	10	61,200	11	61,200	0	0
1	594	エチレングリコールモノブチルエーテル(別名 ブチルセロソルブ)	2	10	16,930	14	16,930	0	0
1	626	ジエタノールアミン	1	18	2,300	22	2,300	0	0
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	18	1,800	23	1,800	0	0
1	629	シクロヘキサン	1	18	730	28	730	0	0
1	674	テトラヒドロフラン	1	18	500	31	500	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	18	4	1,790,300	4	35,000	0	1,755,300
1	697	鉛及びその化合物	2	10	2,450	21	2,450	0	0
1	731	ヘブタン	15	6	507,740	7	740	0	507,000
1	737	メチルイソブチルケトン	1	18	2,900	20	2,900	0	0

物質 区分	物質 番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
2	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)= ペルオキシド	1	18	1,100	26	1,100	0	0
3	11	メタノール	3	8	23,500	13	23,500	0	0
3	12	硫化水素	1	18	1,100	26	1,100	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	760,100	6	760,100	0	0
		合計	—	—	18,386,600	—	8,288,300	30,000	10,068,300

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。